

市道	安佐南3区 690号線	メートル 16.00 } 51.00	メートル 487.50
市道	安佐北1区 12号線	メートル 2.10 } 6.80	メートル 257.70
市道	安佐北1区 65号線	メートル 1.80 } 15.60	メートル 135.00
市道	安佐北1区 160号線	メートル 4.50 } 10.00	メートル 526.60
市道	安佐北2区 1089号線	メートル 6.02 } 11.21	メートル 69.80
市道	安佐北3区 892号線	メートル 11.00 } 24.50	メートル 708.00
市道	安佐北3区 893号線	メートル 4.00 } 8.00	メートル 127.80

広島市告示第284号

平成20年6月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成20年6月26日から同年7月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
	中3区	中区江波二本松二丁目 1148番地44地先	平成20年

市道	315号線	中区江波二本松二丁目 1148番地188地先	6月26日
市道	中3区 316号線	中区江波南二丁目1468番 地74地先	平成20年 6月26日
市道	中3区 317号線	中区江波南二丁目1468番 地1地先	平成20年 6月26日
市道	南4区 846号線	南区宇品海岸二丁目14番地 9地先	平成20年 6月26日
市道	南4区 847号線	南区宇品海岸二丁目14番地 12地先	平成20年 6月26日
市道	西3区 494号線	西区己斐西町2319番地7 地先	平成20年 6月26日
市道	西4区 510号線	西区田方一丁目1744番地 1地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南1区 497号線	安佐南区八木四丁目2047 番地16地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南2区 1116号線	安佐南区東野三丁目1440 番地1地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南2区 1118号線	安佐南区東野三丁目1440 番地4地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南2区 1118号線	安佐南区高取北一丁目43番 地20地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南2区	安佐南区高取北一丁目43番 地16地先	平成20年 6月26日
市道	安佐南2区	安佐南区高取北四丁目505 番地826地先	平成20年

市道	1119 号線	安佐南区高取北四丁目 505 番地 822 地先	6 月 26 日
市道	安佐南 3 区 102 号線	安佐南区西原四丁目 480 番地 1 地先 安佐南区西原四丁目 484 番地 2 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐南 3 区 690 号線	安佐南区西原四丁目 687 番地 1 地先 安佐南区西原四丁目 714 番地 2 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 1 区 12 号線	安佐北区白木町大字三田字上 大椿 3227 番地 1 地先 安佐北区白木町大字三田字下 栗原 2437 番地 1 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 1 区 65 号線	安佐北区白木町大字井原字西 松田 5229 番地 2 地先 安佐北区白木町大字市川字向 川原 195 番地 5 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 1 区 160 号線	安佐北区白木町大字市川字向 川原 195 番地 5 地先 安佐北区白木町大字井原字西 松田 5247 番地 1 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 2 区 1089 号線	安佐北区口田南二丁目 981 番地 1 地先 安佐北区口田南二丁目 979 番地 2 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 3 区 892 号線	安佐北区可部東四丁目 544 番地 2 地先 安佐北区可部東四丁目 640 番地 12 地先	平成 20 年 6 月 26 日
市道	安佐北 3 区 893 号線	安佐北区亀山八丁目 362 番地 7 地先 安佐北区亀山八丁目 349 番地 11 地先	平成 20 年 6 月 26 日

~~~~~

広島市告示第 285 号

平成 20 年 6 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた分任出納員

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 競輪事務局（玉野競輪場）    | 職員 米澤 公一郎 |
| 競輪事務局（観音寺競輪場）   | 職員 富田 幾夫  |
| 競輪事務局（小松島競輪場）   | 職員 太田 敏彦  |
| 競輪事務局（高知競輪場）    | 職員 島崎 豊   |
| 競輪事務局（松山競輪場）    | 職員 高田 保雄  |
| 競輪事務局（小倉競輪場）    | 職員 林 豊正   |
| 競輪事務局（久留米競輪場）   | 職員 稲田 茂幸  |
| 競輪事務局（別府競輪場）    | 職員 佐藤 俊一  |
| 競輪事務局（サテライトこまつ） | 職員 上田 和孝  |
| 競輪事務局（サテライト安田）  | 職員 近藤 浩一  |
| 競輪事務局（サテライト阪神）  | 職員 北野 健治  |
| 競輪事務局（サテライト西予）  | 職員 酒井 直文  |
| 競輪事務局（サテライト北九州） | 職員 坂本 達彦  |
| 競輪事務局（サテライト阿久根） | 職員 千原 泉   |

2 委任させた事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成 20 年 6 月 30 日

4 委任期間

平成 20 年 6 月 30 日から平成 20 年 9 月 19 日まで

~~~~~

広島市告示第 286 号

平成 20 年 6 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた分任出納員

競輪事務局（防府競輪場）	職員 梅田 尚
競輪事務局（サテライト笠岡）	職員 若松 秀敏

2 委任させた事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成 20 年 8 月 24 日

4 委任期間

平成 20 年 8 月 24 日から平成 20 年 9 月 19 日まで

~~~~~

広島市告示第 287 号

平成 20 年 6 月 30 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、新広島市民球場の指定管理者を次のとおり指定したので、新広島市民球場条例（平成20年広島市条例第7号）第15条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指定に係る公の施設

新広島市民球場

2 指定の相手方

広島市中区基町5番25号

株式会社広島東洋カープ

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成31年3月31日まで

広島市告示第288号

平成20年6月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島安佐南区地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市地域福祉センター条例（平成10年広島市条例第3号）第15条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指定に係る公の施設

広島市安佐南区地域福祉センター

2 指定の相手方

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会

3 指定の期間

平成20年7月22日から平成22年3月31日まで

広島市告示（中区）第96号

平成20年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第97号

平成20年6月2日

市民球場東B自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（中区）第98号

平成20年6月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成20年6月2日から同年6月16日まで、広島市中区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 路線名等       | 所 在（起点及び終点）                          |
|----|------------|--------------------------------------|
| 里道 | 2区5号里道（一部） | 吉島西二丁目745番19地先から<br>吉島西二丁目745番11地先まで |

広島市告示（中区）第99号

平成20年6月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第100号

平成20年6月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第101号

平成20年6月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第102号

平成20年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第103号

平成20年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第104号

平成20年6月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第105号

平成20年6月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第106号

平成20年6月12日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除去し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第107号

平成20年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第108号

平成20年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第109号

平成20年6月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第110号

平成20年6月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第111号

平成20年6月20日

江波広電車庫前駐輪場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、6月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（中区）第112号

平成20年6月20日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成20年6月20日
- 3 路線名 3・3・341号 宇品観音線
- 4 指定区間 起点 中区江波東二丁目520-3  
道路幅員 終点 中区江波西二丁目1263  
道路延長 幅員 60m～74m  
延長 970m

広島市告示（中区）第113号

平成20年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第114号

平成20年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第115号

平成20年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第116号

平成20年6月27日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、平成20年6月27日から平成20年7月10日まで中区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称           | 所 在 地          | 供用開始の期日    | 区域         |
|---------------|----------------|------------|------------|
| 江波二本松<br>第一公園 | 江波二本松<br>二丁目地区 | 平成20年6月27日 | 別紙の<br>とおり |

別紙 略

広島市告示（中区）第117号

平成20年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第118号

平成20年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第71号

平成20年6月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成20年6月5日から同年6月19日まで、広島市東区建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 新旧別 | 路線名等          | 所在（起点および終点）                           |
|----|-----|---------------|---------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 東2区192<br>号里道 | 東区戸坂出江一丁目1545<br>番2地先から1544番2地<br>先まで |
|    |     |               | 東区戸坂出江一丁目1544                         |

|   |                 |                           |
|---|-----------------|---------------------------|
| 新 | 東 2 区 1 9 2 号里道 | 番 2 地先から 1 5 4 4 番 2 地先まで |
|---|-----------------|---------------------------|

広島市告示（東区）第 7 2 号  
平成 20 年 6 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 7 3 号  
平成 20 年 6 月 10 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 6 月 14 日付けで、不動産又は、不動産に関する権利を保有する団体として認可したライブヒルズ未来町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

奥野 治美 広島市東区中山西二丁目 30 番 22 号を  
岡田 宏子 広島市東区中山西二丁目 28 番 10 号に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区中山西二丁目 30 番 22 号を  
広島市東区中山西二丁目 28 番 10 号に変更する。

広島市告示（東区）第 7 4 号  
平成 20 年 6 月 10 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 7 5 号  
平成 20 年 6 月 12 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年広島市条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 7 6 号  
平成 20 年 6 月 13 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 13 日から同年 6 月 27 日まで、広島市東区建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 新旧別 | 路線名等                       | 所在（起点および終点）                       |
|----|-----|----------------------------|-----------------------------------|
| 里道 | 旧   | 東 4 区 B - 1 5 0 - 2 - 6 里道 | 東区牛田新町四丁目 1 2 5 番地先から 1 2 5 番地先まで |

広島市告示（東区）第 7 7 号  
平成 20 年 6 月 13 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 13 日から平成 20 年 6 月 27 日まで東区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名         | 変 更 区 間                     | 旧 新 | 敷地の幅員                  | 敷地の延長          |
|-------|-------------|-----------------------------|-----|------------------------|----------------|
| 市 道   | 東 2 区 98 号線 | 東区戸坂数甲二丁目 2 3 4 5 番地 1 地先から | 旧   | メートル<br>2.96<br>3.58   | メートル<br>23.17  |
|       |             | 東区戸坂数甲二丁目 2 3 4 8 番地 1 地先まで | 新   | メートル<br>3.48<br>3.93   | メートル<br>23.17  |
| 市 道   | 東 3 区 91 号線 | 東区中山東二丁目 2 1 3 4 番地地先から     | 旧   | メートル<br>4.00<br>8.40   | メートル<br>48.97  |
|       |             | 東区中山東二丁目 2 1 4 0 番地 1 地先まで  | 新   | メートル<br>9.60<br>12.00  | メートル<br>48.97  |
| 市 道   | 東 3 区 94 号線 | 東区矢賀六丁目 1 5 7 番地 1 地先から     | 旧   | メートル<br>5.10<br>10.20  | メートル<br>501.00 |
|       |             | 東区温品一丁目 1 1 2 1 番地 1 地先まで   | 新   | メートル<br>10.50<br>21.00 | メートル<br>501.00 |